



2023年5月19日

各位

会社名 株式会社コンフィデンス
代表者名 代表取締役社長 澤岨 宣之
(コード番号: 7374 東証グロース)
問合せ先 取締役 管理本部長 永井 晃司
(TEL. 03-5312-7700)

取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、当社の取締役に対するインセンティブプランとして取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を、2023年6月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 制度導入の理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の業績と株式価値との連動性を強めることにより、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるためであります。

II. スtock・オプションの内容

1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内）としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を決定することにつき2023年6月28日開催予定の定時株主総会に付議することといたしました。

本議案に基づき社外取締役を除く当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）として支給する報酬の総額は、年額80,000千円以内といたします。また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は1.30%とその希釈化率は軽微であることから、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は7名（うち、社外取締役4名）ですが、本定時株主総会において本議案とあわせて付議予定の取締役の選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち、社外取締役4名）となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、600個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた額とする。
- 2 行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ取引日の終値。）のいずれか高い金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（7）新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- 1 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上